

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和元年10月16日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人新町地蔵保存会

(2) 代表者名

矢島 隆

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区下鴨下川原町11番地の7

(4) 定款に記載された目的

本会は、下鴨松ノ木町（南部）及び下川原町（東部3・4組）所有の「木造地蔵菩薩坐像」（重要文化財指定）の保存・管理を主たる目的とし、地域住民が中心となって地域の振興を図り、経済活動の活性化および、環境の保全活動、観光の振興を図る活動、地域のコミュニティの形成に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和元年10月9日

(文化市民局地域自治推進室)